

スピード競技開催規定

細則：ツイントライアル競技開催要項

1999年 7月 28日	制定	2005年 1月 1日	施行
1999年10月 1日	施行	2007年 8月 1日	改定
2002年 7月 31日	改定	2008年 1月 1日	施行
2003年 1月 1日	施行	2017年 6月 1日	改定
2004年 8月 3日	改定	2017年 7月 1日	施行

スピード競技開催規定に従い、JAF公認コースで実施されるツイントライアルの開催に関し、以下の通り定める。

1. 種目 : ツイントライアル
2台の競技車両が2つの走路（等距離）を同時に走行して実施されるタイムトライアル。
2. 開催場所 : JAF公認コース
3. 参加車両 : JAF国内競技車両規則第3編スピード車両規定に合致した車両で気筒容積別にクラス分けを行う。
オープンカーには4点式以上のロールバーが必要（未舗装路で行う場合、SC・D車両のオープンカーは参加できない）。
4. 競技会組織 : 自動車競技の組織に関する規定に準拠。
 - 1) 開催資格 : 公認・加盟クラブまたは公認・加盟団体
 - 2) 競技会格式 : 地方競技以上
5. 競技形態 :
 - 1) コース設定
 - (1) 独立した2つの走路は等距離に設定する。これらの走路は、立体交差等により1つのコースとして連結して設定するか、あるいは同じレイアウトの走路を2つ設定する。
 - (2) 未舗装路で行う場合にはコース保守のため、スタート、フィニッシュ付近およびタイトコーナーを一部舗装路とすることが望

ましい。

2) スタート方法

スタートはそれぞれ独立した走路に設定された所定の位置より、1つのスタート合図によって競技が開始される。

3) 順位決定

(1) タイムトライアル方式：

走行回数および順位決定方法を特別規則書に明記すること。

(2) トーナメント方式：

予選を設ける場合は、その方法を特別規則書に明記すること。

6. 信号合図：国際モータースポーツ競技規則付則H項に従う。

7. その他：

1) 競技に関する詳細規定は特別規則に定める。

2) 参加者に対し、コース設定ならびに国際モータースポーツ競技規則付則H項・L項の周知徹底を図るため資料を作成し、ブリーフィングを行うとともに、十分な慣熟走行（歩行）を行うこと。

8. 施行：2017年7月1日